

インターネットバンキング投資信託電子交付サービス規定

第1条 規定の趣旨

本規定は、投資信託取引報告書等のお客さまへの書面交付について、紙媒体に代えて電磁的方法により提供するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めたものです。

第2条 準拠法・法令等の遵守

- 電子交付サービスの利用にあたっては、お客さまは日本国内の法令、諸規則並びに本規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、当行は、本規定を変更することがあり、電子交付サービスの取扱いは変更後の規定に従うこととします。
- 本規定に定めのない事項については、「みちのくダイレクト利用規定」、「投資信託総合取引規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」、「投資信託定時定額買付サービス規定」、「特定口座規定」、「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する規定」の各規定（以下「投資信託規定等」といいます。）により取扱います。なお、投資信託規定等における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものを読み替えます。

第3条 対象書面の種類

- 当行が電子交付サービスにより電子交付する投資信託に関する対象書面の種類は、次に定めるものとします。
 - 取引報告書
 - 取引残高報告書
 - 分配金・償還金兼再投資報告書
 - 特定口座源泉徴収（還付）明細書
 - 運用報告書
 - 目論見書
 - 目論見書補充書面
 - 特定口座年間取引報告書
 - 上場株式配当等の支払通知書
- 当行が対象書面を変更する場合は、事前にホームページへの掲示またはその他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。

第4条 電子交付サービスの方式

電子交付サービスにより電子交付する書面については、みちのくダイレクトサービスへログオンし、<みちのく>インターネットバンキング投資信託電子交付サービスページ内の当行の仕様に係るコンピューターに備えられたお客さまファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法により行います。電子書面の書式は、PDF形式のファイルとします。電子交付サービスをご利用いただくには、PDFファイル閲覧ソフトとブラウザソフトが必要となります。（電子交付サービスで利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、ホームページ上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当行が任意に定めることができます。）

第5条 電子交付サービスのお申込み

お客さまは、次の各号すべてに該当する場合に電子交付サービスのお申込みができるものとします。

- <みちのく>インターネットバンキング投資信託サービスの契約中であること

- 第4条に定めるインターネットを利用できる環境であること
- お客さまが本規定を承諾すること

第6条 電子交付期間中の取扱い

- お客さまの電子交付サービス利用期間中は、当行は対象書面のすべてを電子書面で交付します。電子交付された対象書面の一部を郵送による書面交付とすることはできません。
- 既に電子交付された書面の紙媒体による再交付も行いません。書面で保管される必要がある場合、お客さまご自身で印刷していただきます。
- 電子交付サービスご利用前に紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行いません。
- お客さまは、以下の場合を除き、電子交付サービスを利用して閲覧した電子書面について、閲覧可能となった日から5年間閲覧することができます。
 - 第3条1(1)～(4)の対象書面
当行が当該電子書面に代えて、紙媒体による交付を行った場合
 - 第3条1(5)～(7)の対象書面
お客さまが当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客さまが閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客さまが、当該最後に行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客さまが当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。
- 法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した場合には、郵送による書面交付を行う場合があります。
- あらかじめお客さまへ通知のうえ、コンピューターシステム等の定期又は不定期に行うメンテナンスのために電子交付サービスを中断する場合があります。
- ただし、緊急点検等の必要性又はその他の合理的事由がある場合は、お客さまにあらかじめ通知することなく、電子交付サービスの全部又は一部のサービスを中断する場合があります。

第7条 電子交付サービスの終了

- 電子交付サービスは、下記に該当する場合に終了するものとします。
- お客さまが当行所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をされた場合
 - お客さまが当行所定の方法により、「インターネットバンキング投資信託サービス」または「みちのくダイレクト」の利用中止の申し出をされた場合
 - みちのくダイレクト利用規定に基づき「みちのくダイレクト」の契約が強制解約となった場合
 - 投資信託受益権振替決済口座が解約された場合
 - 止むを得ない事由により当行が電子交付サービスの解除を申し出した場合
 - 当行が電子交付サービスを終了した場合

第8条 免責事項

次の事由によりお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。ただし、当行の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- 通信機器、通信回線、コンピューター等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等により生じた損害
- 天災地変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により生じた損害
- 第6条6に定める遅延・停止

4. 第7条に定める電子交付サービスの終了
5. お客さまが、電子交付サービスの利用申し込みに際して、虚偽の申告または第5条に反し当行に申込みを行ったことにより生じた損害

第9条 合意管轄

電子交付サービスに関し、お客さまと当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行は、当行本店の所在を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を指定することができるものとします。

第10条（規定の変更等）

1. この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2024年1月4日改定)